

令和5年度第1回倉吉市地域公共交通会議 次第

日時 令和5年7月20日(木) 15時~16時

場所 倉吉市役所本庁舎3階大会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

交通空白地有償運送に係る更新登録の申請について

4 報告

(1) 北谷線のダイヤ改正(案)について

(2) ノーマイカー運動「100金バス」の実施について

(3) 倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画の策定について

5 その他

6 閉会

= 配布資料 =

- 資料1 令和5年度第1回倉吉市地域公共交通会議 出席者名簿
- 資料2 交通空白地有償運送に係る更新登録の申請について
- 資料3 協議が調ったことを証する書類(案)
- 資料4 北谷線のダイヤ改正(案)について
- 資料5 ノーマイカー運動「100金バス」の実施について
- 資料6 倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画(概要)
- 資料7 倉吉市地域公共交通会議設置要綱

令和5年度第1回倉吉市地域公共交通会議 出席者名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属名	職名	備考
会長	河村 壮一郎	鳥取看護大学	教授	学識経験者
副会長	美船 誠	倉吉市	総務部長	市長又はその指名する者
	三浦 和也	日本交通株式会社倉吉営業所	係長	一般乗合旅客自動車運送事業者
	徳丸 淳史	日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	所長	一般乗合旅客自動車運送事業者
(欠席)	橋本 孝之	一般社団法人 鳥取県バス協会	専務理事	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
	佐々木 幹宗	一般社団法人 鳥取県ハイヤー タクシー協会	中部支部長	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
	原口 真二	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部倉吉分会	委員長	一般旅客自動車運送事業者 運転者が組織する団体
	福田 義克	倉吉市自治公民館連合会	常任委員	市民又は利用者の代表
	柴田 耕志	倉吉商工会議所	事務局長	市民又は利用者の代表
(欠席)	中林 正樹	倉吉市老人クラブ連合会	副会長	市民又は利用者の代表
	田中 容子	高齢社会をよくする会くらよし	理事	市民又は利用者の代表
	河野 和人	倉吉市身体障害者福祉協会	副会長	市民又は利用者の代表
	向井 結	倉吉市女性人材登録 (株式会社YUIDesign)		市民又は利用者の代表
(欠席)	衣笠 優子	中部地区高等学校PTA連絡協議会	副会長	市民又は利用者の代表
	大林 正明	国土交通省中国運輸局 鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	地方運輸局
	宅野 仁志	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	調査設計課長	道路管理者
(欠席)	米田 憲司	鳥取県中部総合事務所県土整備局	計画調査課長	道路管理者
	石田 健治	倉吉警察署	交通課長	警察
	尾崎 潤二	特定非営利活動法人たかしろ	理事長	交通空白地有償運送事業者

【任期】～R6.3.31

事務局	氏名	所属名	職名
事務局長	仲倉 慎治	倉吉市総務部企画課	課長
	鳥飼 真輔	倉吉市総務部企画課	課長補佐兼企画係長
	湊 恵利加	倉吉市総務部企画課	企画係主任

様式第1-2号

令和5年7月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人たかしろ
 住 所 鳥取県倉吉市上福田480番地
 代表者の氏名 理事長 尾崎 潤二

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 (名 称) 特定非営利活動法人たかしろ
 (住 所) 鳥取県倉吉市上福田480番地
 (代表者の氏名) 理事長 尾崎 潤二
2. 登録番号
 中鳥過第2号
3. 自家用有償旅客運送の種別
 交通空白地有償運送
4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程	備考
1					
2					
3					
4					
5					

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
倉吉市高城地区	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 たかしろ事務所	鳥取県倉吉市上福田480番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
特定非営利 活動法人 たかしろ 事務所	保有			2 (1)		2 (1)	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込		※	()	※	()	※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
合計			2 (1)		2 (1)		

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 登録証
- ~~(12) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類~~
- ~~(13) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類~~

路線又は運送の区域ごとの対価の額
(旅客から収受する対価を記載した書面)

団体の名称 特定非営利活動法人 たかしろ

区間：自宅～最寄のバス停留所のみ

料金：(1) 昭和、勝負谷、今在家、旭原、河来見、上大立、立見、棕波、般若
200円(片道)

(2) 桜、大立、福積、服部、上米積、岡、下福田、上福田
100円(片道)

高城地区における公共交通空白地有償運送について（概要版）

1 背景

高城地区では、平成13年のバス需給規制の廃止に伴い、地区と市街地とを結ぶ代替バス路線が減便されるのではないかと、との危機感からバス対策委員会を設置し、バスの利用促進を図り路線維持を図る取り組みを進めてきた。

この中で、地理的にバスを利用したくても利用することができない集落の対策が問題となった。高城地区は、地形的に集落の多くが谷筋に沿って点在しており、路線バスの走らない枝谷地区が9集落存在している。これら集落の高齢者等は、通勤や買い物などにバスを利用するためには、最寄のバス停まで2～3kmも歩かなければならず、日常生活に極めて不便を強いられていた。

そこで、これらの集落の高齢者、障害者等の自宅とバス停の移動を容易にし、家庭に閉じこもりがちになりやすい高齢者、障害者等の主体的で生き生きとした生活を支援するため、本事業に取り組むこととした。

2 運送に係るこれまでの経過

- 平成16年8月1日 自家用自動車による有償運送が許可、有償運送開始
- 平成18年7月20日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)
- 平成20年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月15日許可)
- 平成23年7月22日 運送継続のための更新登録申請(7月29日許可)
- 平成26年7月16日 運送継続のための更新登録申請(7月31日許可)
- 平成27年10月1日 高城線減便により運行便数が5便から1便に減少
- 平成29年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)
- 令和2年7月6日 運送継続のための更新登録申請(7月27日許可)

※運行継続申請のため、令和2年6月19日～7月3日の地域公共交通会議（書面開催）で運行継続を合意

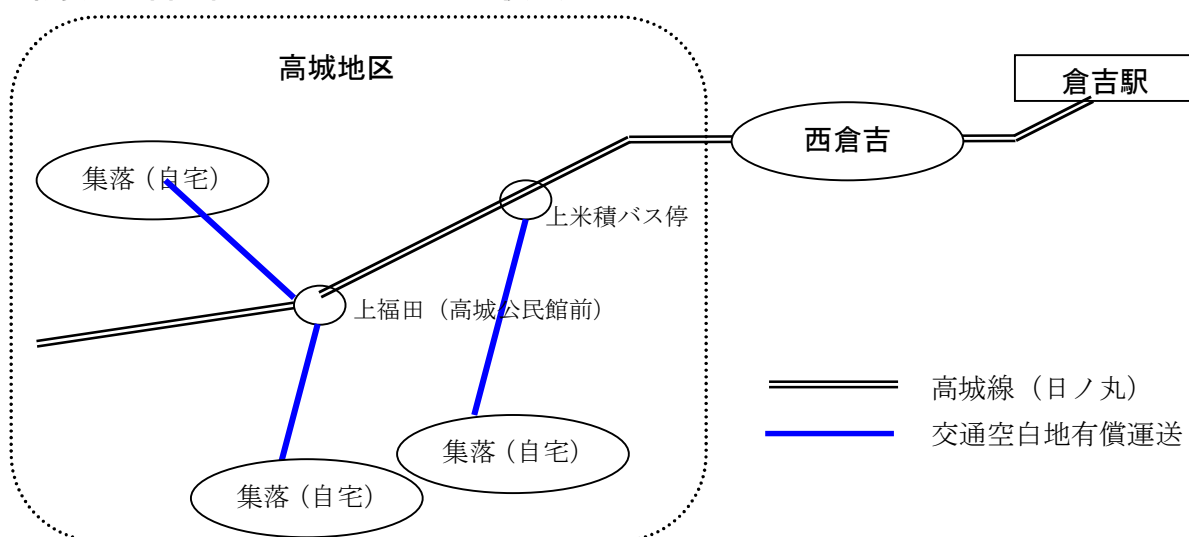
3 事業概要

- (1) 事業主体 特定非営利活動法人 たかしろ
- (2) 運送対象 あらかじめ登録した会員。会員は自宅から路線バスの停留所まで相当の距離があり、公共交通機関の利用が困難な移動制約者
- (3) 運送区域 倉吉市高城地区内
- (4) 運転者 会員のボランティア運転手（令和5年7月現在15名）
- (5) 使用車両 法人所有の車両（現在2台）
- (6) 損害賠償 対人賠償：無制限、対物賠償：500万円、搭乗者賠償：無制限
- (7) 運送対価 100円（2km未満：8集落）、200円（2km以上：9集落）
- (8) 運送回数 月・水・金の昼間、路線バスの下り1便に対応し、降車した会員を自宅まで運送している。（月曜日の朝のみ、希望に応じ自宅からバス停まで運送あり）
- (9) 実績等 平成27年10月1日からの減便後、一定の利用者数を維持していたが、平成29年度から減少幅がやや大きくなり、令和2年度以降はコロナの影響等で大幅に減少した。

【年間利用者数】

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
452名	311名	290名	225名	179名	130名	63人	102人	78人

（概要図：高城線と公共交通空白地有償運送）



令和5年7月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類（案）

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名 称）倉吉市地域公共交通会議

（対象市町村）倉吉市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和5年7月20日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
（名 称）特定非営利活動法人たかし
（住 所）鳥取県倉吉市上福田480番地
（代表者の氏名）理事長 尾崎 潤二
5. 調った協議の内容
（1）路線又は運送の区域 倉吉市高城地域

（2）旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）

（3）運送しようとする旅客の範囲 地域住民
6. その他特記事項
なし

令和5年7月 日

倉吉市地域公共交通協議会 会長 河村 壮一郎 ㊞

高校生の通学利便性を図るため改正（案）

北谷線 (平日、上り)	現行ダイヤ	R5.10.1 ダイヤ改正
中野上	6:36	7:01
長谷入口	6:37	7:02
悴谷入口	6:38	7:03
杉野	6:39	7:04
沢谷	6:40	7:05
保育園前	6:40	7:05
福富	6:41	7:06
福富入口	6:41	7:06
福本	6:42	7:07
三江西	6:43	7:08
三江	6:44	7:09
才ヶ崎	6:46	7:11
横田	6:47	7:12
横田入口	6:47	7:12
J A久米支所前	6:48	7:13
福光(社)	6:49	7:14
福光中央	6:50	7:15
福光北	6:50	7:15
国分寺	6:51	7:16
歴史公園前	6:51	7:16
国府西	6:52	7:17
国府	6:53	7:18
工業団地入口	6:54	7:19
西福守町	6:55	7:20
西倉吉	6:57	7:22
岡田	6:58	7:23
河原町	6:59	7:24
広瀬町	7:00	7:25
福吉町	7:01	7:26
新町	7:02	7:27
赤瓦・白壁土蔵	7:03	7:28
堺町	7:05	7:30
宮川町	7:06	7:31
口	7:07	7:32
厚生病院前	7:08	7:33
総合事務所前	7:10	7:35
八ツ屋	7:11	7:36
伊木	7:12	7:37
山根パープルタウン前	7:13	7:38
上井町一丁目西	7:14	7:39
倉吉駅	7:15	7:40

この夏は土曜日も
100円で乗れます



金バス 曜日に乗ろう!

鳥取県ではノーマイカー運動で公共交通利用を推進しています。7月21日から8月26日までの毎週金曜日と土曜日は、県中部を走る路線バスに、どこからどこまで乗っても1乗車100円です。



金バス 対象日

7月	21金	22土	28金	29土
8月	4金	5土	11金	12土
	18金	19土	25金	26土

対象者

運賃

定期券所有者	定期券所定区間以外の区間につき100円/回
障がい者手帳所有者等の割引対象者	50円/回
小学生以下	無料
その他の利用者	100円/回

対象のバス

県中部（倉吉市、琴浦町、湯梨浜町、三朝町、北栄町）を走る路線バス、みささサンサンバス
※ことうらバス、空港連絡バス、高速バス、臨時バスは対象外

100金バスの日には、小学生以下が参加できるイベントがあるよ！
くわしくはチラシのうらを見てね！



乗りたいバスを
バスネットで調べてね
バスネットQR⇒



—— バスの乗り方 ——

①行き先を確認

②後ろのドアから乗って、
整理券をとる



③「とまります」の
ボタンを押して、
料金を払い、
前から降りる



【問
い
合
わ
せ
先】

鳥取県中部地域公共交通協議会事務局

●倉吉市企画課 TEL：0858-22-8161

E-Mail：kikaku@city.kurayoshi.lg.jp

●鳥取県交通政策課 TEL：0857-26-7100

E-Mail：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp



公共交通利用促進に
取り組んでいただける
企業・団体を
募集しています>>>



小学生以下限定イベント

100金バスの



整理券を集めてもらおう!

※イベントは、みささサンサンバスは対象外。

100金バスに4回乗って、とった整理券をはって
ひきかえ場所にもってきてね。記念品とひきかえます。

※記念品がなくなり次第終了。

※整理券を持ち帰ることができるのは100金バスの日
だけです。ふだんは、整理券はかならず運賃と一緒に
運賃箱に入れましょう。

整理券の貼り方



《記念品ひきかえ場所》

- 日交倉吉バスセンター
- 日ノ丸バス倉吉営業所
- エキパル倉吉 行政サービスコーナー
- 三朝町役場 (企画健康課)
- ハワイアロハホール (事務室)
- 北栄町役場 企画財政課・宿直 (大栄庁舎内)
- 琴浦町図書館本館・赤碕分館

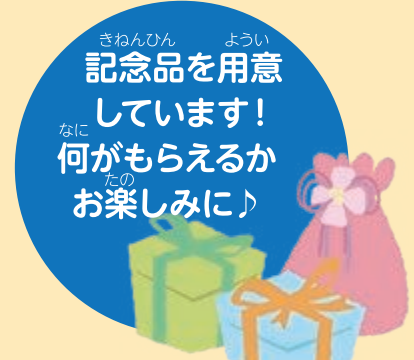
※営業時間は各施設により異なります。直接お問い合わせください。

1回目

2回目

3回目

4回目



※記念品ひきかえは
令和5年9月3日 (日) まで

100金バス 乗車アンケート

年齢

歳

Q1. あなたはバスをどのくらい利用しますか

はじめて乗る ときどき乗っている いつも乗っている

Q2. だれとよく乗りますか

ひとり 親 ともだち そのほか ()

Q3. バスに乗る目的は

あそび かいもの べんきょう そのほか ()

Q4. また乗りたいですか

乗りたい 乗りたくない りゆう ()

Q5. バスに乗った感想や運転手さんにひとこと

ありがとうございました。



日本交通バス

日本交通株式会社 倉吉営業所
住所: 倉吉市福庭町1丁目401番地
電話: 0858-26-1115



日ノ丸バス

日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所
住所: 倉吉市海田西町2丁目 48
電話: 0858-26-4111



周遊滞在エリア
形成のための
課題解決の方向性

心ときめく出会いを生む
モビリティ向上を基軸とした
周遊滞在型観光地づくり

モビリティ向上の方向性と施策

1 周遊滞在エリア全体での観光周遊を支援する移動環境をつくる
【交通体系づくり】
計画書 p.19-26

2 観光客が利用したくなる周遊モビリティをつくる
【魅力づくり】
計画書 p.27-30

3 地域関係者の連携により、持続性を備え、親しまれる周遊モビリティをつくる
【地域連携強化】
計画書 p.31

なお、下記に挙げる項目については、今後、優先順位をつけながら個別具体的に事業化を検討することとします。

1 周遊滞在エリア全体での観光周遊を支援する移動環境をつくる【交通体系づくり】

1.1 安全・安心・快適にゆくり周遊滞在中のエリア形成

- ①観光散策ルート等の歩行空間整備
- ②観光駐車場・バス停～観光拠点間の歩行空間整備
- ③プロムナード公園の再整備
- ④屋外ベンチの追加整備
- ⑤公衆用Wi-Fiの整備
- ⑥エリア20等の導入

※エリア20とは・・・エリア内を安全にゆくりと歩いて周ることができるよう、エリア内への自動車等の不必要な進入を抑制するとともに、できるだけ速度を控えていただく(最高速度20キロのエリアとするなど)ようにすることを示す

1.3 ループバスの導入検討

- ①ループバスの導入検討

【ループバス導入の方向性】
・当面、観光客を中心に、来訪者の多い土日祝の運行の検討を進める。また、使用する車両の大きさも検討する。



1.5 パーツナナルモビリティの拡充

- ①レンタサイクルの拡充
- ②バイク・自転車の駐輪場の拡充
- ③自転車周遊モデルコースの作成
- ④多様なモビリティの研究



1.2 観光駐車場等の適正な運用

- ①経路案内看板の再整備
- ②WEBによる駐車場案内充実
- ③各駐車場で名称表示
- ④駐車場内での観光案内看板の見直し
- ⑤駐車スペースの表示等
- ⑥駐車場の機能の充実
- ⑦琴櫻・赤瓦観光駐車場の廃止（利用転換）
- ⑧バス回転広場の運用見直し

1.4 グリーンズロースモビリティの導入

- ①サービス内容の詳細設定
- ②車両購入・車庫等の整備
- ③乗降場所整備・ルート明示
- ④運行ルートの除雪計画の策定・実施

【グリーンズロースモビリティ導入の方向性】

- ・休日は観光客・地域住民向けの定時定路線運行とする。
- 平日は観光客向けにガイド付き観光ツアーや地域住民向けのおでかけツアーなどを中心とした予約制運行とする。



2 観光客が利用したくなる周遊モビリティをつくる【魅力づくり】

2.1 観光モデルコース作成

- ①観光案内マップの作成
- ②観光モデルコース（グリーンズロース観光ツアー）の開発
- ③グリーンズロースモビリティの駐車スペースの確保
- ④路上の案内表示等の整備

2.2 付加価値の付与

①観光に特化したグリーンズロースモビリティの運用

<具体的な取り組み内容>

- ①-1 ガイド付きグリーンズロース観光ツアー開発
- ①-2 観光ガイドの確保・育成
- ①-3 自動音声ガイド等の設置

- ②モビリティと観光が一体になった観光商品の開発・導入
- ③全モビリティ共通利用券等の開発



利用者の方からは、
観光ガイドの説明が
特に好評

▲実証実験での観光
モデルコースの様子

2.2 利用環境・情報提供の充実

- ①モビリティマップの作成
- ②乗降場所の案内表示
- ③ルート・ダイヤの案内表示
- ④デジタルサイネージの設置
- ⑤WEBによるモビリティ案内の充実

旅マエの宿泊施設から旅ナカの周海バスや観光施設等の予約・決済を一括でできるサービス



▲観光MaaSの取組事例 (tabiwa by WESTER)

2.4 ネーミングや車両ラッピングの工夫

- ①モビリティのネーミング・車両ラッピング



▲地域特産の瀬戸内モノのカラーを施した車両
(尾道市の例)



▲地元、学生も参画する審査会により決定したモビリティの愛称 (大田市の例)

3 地域関係者の連携により、持続性を備え、親しまれる周遊モビリティをつくる【地域連携強化】

3.1 新たなモビリティの運行体制・事業スキームづくり

- ①事業スキームの検討・調整

3.2 新たなモビリティの地域住民外出支援ツールとしての活用検討

- ①サービス内容の詳細設定
- ②事業スキームの検討・調整



▲実証実験での地域向け運行の様子

倉吉市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送、市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に関し、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、倉吉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する職員
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者
- (6) 道路管理者
- (7) 鳥取県警察
- (8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命された時の要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、路線の廃止・撤退・新設及び住民生活への影響が大きい減便・経路変更以外に関する議事のみに係る会議であつて会長が招集する必要がないと認めるときは、委員に書面による議事の決（以下「書面決議」という。）を求めることをもつて会議に代えることができる。

2 前項の規定により書面決議を求めたときは、会長はその後に招集される最初の会議において、この結果を報告しなければならない。ただし、書面により事前に委員に結果を報告した場合は、この限りではない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調つた事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

2 企画課に市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る相談、苦情等に関する窓口を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初の交通会議の招集は、倉吉市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月25日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。